九州大学学術情報リポジトリ Kyushu University Institutional Repository

「麻生家文書」とその世界

https://hdl.handle.net/2324/6610194

出版情報:2022-12-08. Kyusuh University Manuscript Library

バージョン: 権利関係:



麻生家文書」と

ごあいさつ



古太 麻生 $(1857 \sim 1933)$

【コラム】「麻生家文書」成立前史(原口大輔) 「「麻生家文書」とその世界」の試み― 麻生商店の経営と労務管理 麻生太吉と麻生家・麻生商店の文書管理 「麻生家文書」、この逸品 ーはじめに 32 3 2 16 10 1

第1章

[瓦例]

一、本書は、企画展「「麻生家文書」とその世界」 、本展示は、主催・九州大学附属図書館付設記録 月25日)。また、本企画展は電子展覧会とし九州 を開催した(2022年12月8日~2022年12 資料館のもと、原口大輔(附属図書館付設記録資 (https://www.lib.kyushu-u-ac.jp/exhibition/ascarchive) ° 附属図書館中央図書館3階エントランスで小展示 の展示図録である。本展示図録をもとに九州大学 料館麻生家文書部門講師)が企画した。 大学附属図書館ホームページ上でも公開されてい

一、本展示における出陳史料の遺定・史料翻刻・解

説の執筆は、原口のほか、三浦颯太(九州大学大

鈴、橋本彩華、田代惠悟、山下拓真、北川雄一朗 学院人文科学府)、井上修平、進竜一郎、中村麻

、史料の翻刻については、適宜句読的を施し、漢 、本書において、今日では一部不適切と思われる 性質上、そのまま表記した。 表現がある可能性があるが、歴史的な史料という (九州大学文学部) が分担し、原口が編集した。

とどめた。

字は原則として新字体を用い、旧字体は最小限に

ごあいさつ

た。 九州大学では、「麻生太吉日記」全5巻の刊行をはじめ、多くの研究成果を発表するに至りましの間、『福岡県史』や『麻生家文書」の調査・整理を、1974年以来、約半世紀にわたり続けています。そ

2020年4月、株式会社麻生から「麻生家文書」を正式に附属図書館付設記録資料館(以下、記2020年4月、株式会社麻生から「麻生家文書」を正式に附属図書館付設記録資料館(以下、記2020年4月、株式会社麻生から「麻生家文書」を正式に附属図書館付設記録資料館(以下、記2020年4月、株式会社麻生から「麻生家文書」を正式に附属図書館付設記録資料館(以下、記2020年4月、株式会社麻生から「麻生家文書」を正式に附属図書館付設記録資料館(以下、記2020年4月、株式会社麻生から「麻生家文書」を正式に附属図書館付設記録資料館(以下、記2020年4月、株式会社麻生から「麻生家文書」を正式に附属図書館付設記録資料館(以下、記2020年4月、株式会社麻生から「麻生家文書」を正式に附属図書館付設記録資料館(以下、記2020年4月、株式会社麻生から「麻生家文書」を正式に附属図書館付設記録資料館(以下、記2020年4月、株式会社麻生から「麻生家文書」を正式に附属図書館付設記録資料館(以下、記2020年4月、株式会社麻生から「麻生家文書」を正式に附属図書館付設記録資料館(以下、記2020年4月、株式会社麻生から「麻生家文書」を正式に附属図書館付設記録資料館(以下、記2020年4月、株式会社麻生がいる。

執筆しております。 は、学生たちが膨大な「麻生家文書」の中から自らの関心や視点をもとに史料を選び、実際に解説を 理に従事する教員と学生が協力して展示図録を作成することと致しました。本展示や展示図録で 知ってもらうために、記録資料館では展示会を企画するに至りました。本展示会では、さらに史料整 そのようなデータベース作成だけでなく、「麻生家文書」についてより多くの方に分かりやすい形で

。最後に、本展覧会開催にあたり、ご協力いただきました関係機関各位に心より御礼申し上げま

2022年12月8日

附属図書館付設記録資料館長





1980年6月、九州大学による病生本家の史料調査の様子 (附属図書館付設記録資料館所蔵写真)



「麻生家文書」とその世界」の試み

を積み重ねてきた。 「麻生家文書」は、福岡藩の庄屋で、筑豊御三家の一つとして石炭産業をけん引した麻生「麻生家文書」は、福岡藩の庄屋で、筑豊御三家の一つとして石炭産業をけん引した麻生

そこで、本部門では、2022年10月の「麻生家文書」目録データベース公開を機とし、展画書館付設記録資料館は、「麻生家文書」の目録データベースの公開や重要を任務の一選を制設した。本部門では、「麻生家文書」の目録データベースの公開や重要史料の電子化公園である。

端を示すこととしたい。そもそも、九大に寄託された「麻生家文書」とはいったいどのような史料群なのか? そしてそこにはどのような史料があるのか? といった声に対して実際史料群なのか? そしてそこにはどのような史料があるのか? といった声に対して実際史料群なのか? そしてそこにはどのような史料があるのか? といった声に対して実際史料群なのか? そしてそこにはどのような史料があるのか? といった声に対して実際史料群なのか? そしてそこにはどのような史料があるのか? といった声に対して実際を選出された「麻生家文書」とはいったいどのような一名を開くこととしたい。

第1章

文書管理 麻生太吉と麻生家・麻生商店の

第1章では、「麻生家文書」の中核的な史料の紹介も兼ねて、麻生家がどのような文書管理を行ってきたのかをみていきたい。麻生家がどのような文書管理を行ってきたのかをみていきたい。麻生家の文書管理は、明治中期に「家法」と「家掟」には、麻生生商店店則」)によって定められた。とりわけ、「家掟」には、麻生生商店店則」)によって定められた。とりわけ、「家掟」には、麻生生商店店則」)によって定められた。とりわけ、「家掟」には、麻生生商店店則」)によって定められた。とりわけ、「家掟」には、麻生生商店が、その当時から記録を通切な形に整理してのちに参照できるように深い注意を払っていたことをうかがわせる。



家掟 [明治中期] 「麻生家文書」肝要-15

麻生家の「家掟」は全49条から構成され、その内容は①家政に関する根本理念、②家政運用の基本方針、③麻生商店の規則に大別された。とりわけ、アーカイブの観点から注目されるのは③であり、麻生家では家政を整理するために庶務掛・会計掛・用度掛を置き、事務管理や文書管理に関する帳簿編綴の細かい規定を設けた。こんにちの「麻生家文書」に大量の簿冊が残されているのはこの規定があったからである。なお、この「家掟」はのちに発展して「麻生商店店則」として運用されることとなる。

(原口 大輔)



家法〔明治中期〕 「麻生家文書」肝要-16

麻生太吉は1894年(明治27)に忠隈炭鉱を住友に売却し、経営不振を脱却した。その際、住友との接触を通して「住友家法」を入手したとされている。これをモデルに、麻生家の「家法」・「家掟」が制定され、太吉はそれによって家業の安定と発展を図ろうとした。「家法」は全15条。相続、家主の任務・義務、家政、家業・家産の内容、分家・有功者との関係などの原則が示された。



麻生太吉日記 1915年(大正4)7月22日条 「麻生家文書」当用日記-10

太吉は1906年(明治39)より日記帳に日記を記し始めた。主に博文館の当用日記に墨書で記している。この日、太吉は書類整理について、「吉浦君ノ整理ノ順序打合ヲナス、書類綴リヲ新ニ設ケ手数ヲ用セザル様ナシタリ」と執事の吉浦勝熊とともに打ち合わせを行っている。太吉自身、麻生家・麻生商店の書類整理・管理に強い関心があったことがうかがえる日記の記述である。

(原口 大輔)

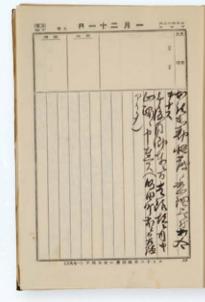


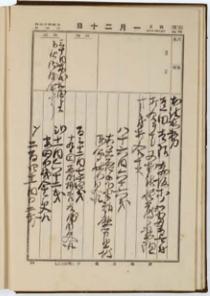


4

麻生太吉日記 1916年(大正5)1月21日条 「麻生家文書」当用日記-11

1月21日、麻生商店に出勤した太吉は、「本店出勤、 帳簿ノ整理上ニ付打合ヲナス」と帳簿の整理について 打ち合わせを行っている。麻生商店は支店・出張所な どに洋式会計帳簿による管理を導入し、金銭などの出 納を細かく管理していた。





6 四十年一月備忘録 [1907年(明治40)]

「麻生家文書」な-19 「「麻生家文書」な-19 「「「「「「「「「「「「「「「」」」 「「「「「「「」」」 「「「「「」」」 「「「」」 「「」」 「「」」 5 肝要記憶廉附 「麻生家文書」な-10



7 四十年八月廿六日肝要廉附 [1907年(明治40)] 「麻生家文書」な-9



5 肝要記憶廉附

「麻生家文書」には、日記帳とは別に太吉が重要事項や備忘を記したり、関連する書類を綴った冊子を複数冊確認できる。本史料の中には、「四十五年一月上京ノ節携行書類」として、「備忘録」、「四十年一月備忘録」、「四十年八月廿六日肝要廉附」、「四十年一月肝要廉附 帳」、「三十六年一月肝要書類」、「肝要記憶廉附」、「三十年十二月廿三日改正重要書類留」、「四十二年十二月起金銭上関係書類」、「金銭二係ル書類」、「書類一纒メ」の10冊が挙げられている。上京時に10冊の冊子を持参することはたやすいことではなく、太吉の記録を参照することに対する強い執念と慎重な姿勢が見てとれる。(原口 大輔)

6 四十年一月備忘録 [1907年(明治40)]

5「肝要記憶廉附」で示された冊子の一つ。渡米する次男・鶴十郎に送った心得に始まり、関係者の弔辞の原稿や各坑の事業方針や採 炭高などが記される。(原口 大輔)

7 四十年八月廿六日肝要廉附 [1907年(明治40)]

5「肝要記憶廉附」で示された冊子の一つ。事業に関する覚書や記録が多く、抹消線が引かれている個所も散見される。また、書簡や電報の発信控として使われている点も注目される。(原口 大輔)

- 8 四十年一月肝要廉附帳 [1907年(明治40)8月26日]
 - 5「肝要記憶廉附」で示された冊子の一つで、基本的な活用方法は7と同様である。(原口 大輔)
- 9 三十年十二月廿三日改正重要書類留 [1897年(明治30)12月23日]

5「肝要記憶廉附」で示された冊子の一つ。こちらは証書や契約書などの原本、来簡や発信控などが綴り込まれており、備忘の意味合いが強かった「肝要廉附」とは異なり、業務において重要書類の保管としての冊子として位置づけられていたと思われる。(原口 大輔)

10 記憶帳 1923年(大正12)12月

大正末期の太吉の備忘録。面会者の住所・所属や各会合の出欠が記されている。本史料は太吉と執事の吉浦勝熊の筆跡が認められ、両者が「記憶帳」を介して情報を共有していたことが分かる。(原口 大輔)

10 記憶帳 1923年(大正12)12月 「麻生家文書」な-20

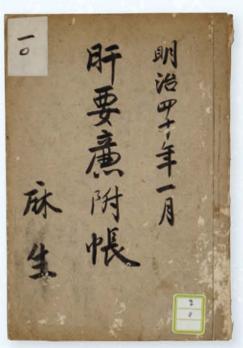


9
三十年十二月廿三日改正重要

書類留 [1897年(明治30)12月23日] 「麻生家文書」な-6



8 四十年八月廿六日肝要廉附 [1907年(明治40)8月26日] 「麻生家文書」な-8







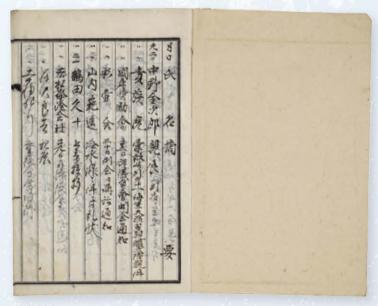


本家日誌 「麻生家文書」日誌-4、日誌-5、日誌-6

「家掟」の規定に従い、1894年(明治27)より麻生本家では日誌が作成されるようになった。基本的に麻生家・麻生商店の業務日誌であり、主人(=太吉)や役員の動向、来訪者、家族の生活の様子などが日々記される。また、筆跡から複数人で分担執筆していたようである。当初の2年間は太吉による筆跡も確認でき、発信控や備忘の記録も混在していたが、1896年の日誌より、麻生家・麻生商店の家政日誌としてその性格が徐々に固定されていった。

(原口 大輔)

12





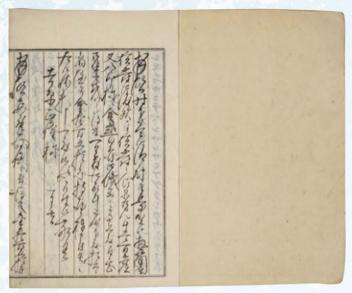


来信簿 「麻生家文書」の-46、の-47

「麻生家文書」には膨大な書簡・葉書・電報が残っており、来簡が1000通を超える年も少なくない。収蔵庫には1892年(明治25)から太吉が死去した1933年(昭和8)まで、年次ごとにまとめられた文書箱が大量にある。そのような書簡を、麻生家では「来信簿」として受付管理しており、日付、差出人、摘要を記録していた。本史料は執事の吉浦勝熊の筆跡であり、家政担当者が開封した書簡も多かったと思われる。一方、摘要に「親展」とのみ書かれた来簡は、文字通り太吉が直接見るように指示があったことをうかがわせる。







来簡に対応する発信として「発信原稿」、すなわち発信書簡の控えも年ごとにまとめられている。推敲の跡も見られるので、下書き後に清書したと考えられる。ただし、あくまで手控えなので、一言一句そのまま書簡が送られたのか、という点には注意が必要だろう。

(原口 大輔)

14



金銭出納 「麻生家文書」の-2、の-3





日々の収支を正確に把握する点も「家掟」で定められた。「金銭出納」と名付けられた冊子には、麻生家の日々の出費が金額と摘要とともに記され、項目分けも行われた。摘要が詳細に記されている点も特徴であろう。

第2章

麻生商店の経営と労務管理

「麻生家文書」の特徴の一つとして、明治中期から後期にかけての炭坑経営に関する史料が膨大に残っていることが挙げられる。第2章では、主に明治期を中心に、麻生を間蓋で規定されたことをうけ、麻生商店が経営する各坑に、抗豊の大き種でも日々の業務日誌が作成され、あるいは業務に用いらでも日々の業務日誌が作成され、あるいは業務に用いられた書類がまとめられ、坑夫をはじめとする従業貝の動きも管理された。そして、太吉は掘り出した石炭を運び出し、売買するために多くの関連会社を創設し、そして出し、売買するために多くの関連会社を創設し、そして出し、売買するために多くの関連会社を創設し、そして出し、売買するために多くの関連会社を創設し、そして出し、売買するために多くの関連会社を創設し、そして出し、売買するために多くの関連会社を創設し、そしても1911年(明治4)に総長に就任するなど、筑豊の石炭業界の代表的な立場となっていく。



鯰田坑山諸雜用留 1887年(明治20)1月 「麻生家文書」M21-1

鯰田坑に関する書類、領収書や備忘などを綴った簿冊である。「家 掟」制定前にも「麻生家文書」には各坑ごとにこのような簿冊が数多く 作成されていた。

(原口 大輔)

16



本洞施業方針 1904年(明治37)6月 「麻生家文書」宙-1-1

採掘に着手する際に、その方針をまとめたものを施業案といい、主務 官庁に提出して許可を承けなければならなかった。この施業案では本 洞坑の採掘方針、採掘計画、収支計画に始まり、含有炭量、坑内運搬、 旋風機の設置計画、排水方法・設備費、汽罐、坑夫運用計画、炭車や 安全灯の必要数などが計上され、20年分の採掘見込が立てられた。た だし、太吉にとって本洞坑の経営は困難に見舞われ、窮地に立たされ ることとなる。

(原口 大輔)

17



藤棚炭坑関係書類 1901年(明治34)12月 「麻生家文書」藤-4

本史料は「藤棚坑運炭九鉄ト往復書類」、「参考証」の二種類の書類が「藤棚炭坑関係書類」として編綴されている。九鉄とは九州鉄道株式会社のことでである。1901年(明治34)12月、藤棚坑の権利を吉川幹次より譲渡された太吉は、吉川と同様の内容で九鉄と運炭に関する契約を結ぶこととなった。しかし、本洞坑と同じく藤棚坑の経営もうまく行かず、明治末期の麻生商店は経営困難に陥ることとなる。



麻生太吉日記

1895年(明治28)1月 「麻生家文書|余-29

坑夫のみならず、その他の従業員の勤怠管理簿も「麻生家文書」には数多く残されている。本史料は福間久一郎や上田穏敬といった麻生商店幹部や、「下男」・「下女」、「洗濯人」など麻生本家に仕えた使用人に関する勤怠表が一冊にまとめられている。新暦対応の勤怠表を使いつつも、旧暦で勤怠をつけていた人物もいたようで、「新」や「旧」といった書き込みも見られる。

(原口 大輔)

18





麻生商店洋式会計帳簿

「麻生家文書」麻生商店-M31-3

1897年(明治30)より、麻生商店では大判の洋式会計帳簿を導入し、収支をはじめとする日々の出納や坑夫などへの賃金などの記録をしたため、それらは年次・項目ごとに製本された。各地の麻生商店出張所や嘉穂電灯など太吉が手掛けた関連会社、あるいは麻生本家に関するこのような帳簿は、「麻生家文書」中に現在約3900点が確認されている。

21



負傷救恤願書綴

1899年(明治32)陰正月 「麻生家文書|二坑D-15

坑内での作業は常に危険と隣り合わせであり、落盤や炭車との衝突、機械に基づく事故などによって負傷する坑夫も少なくなかった。本史料はそのような事故の記録や医師による診断書、治療経過報告、救恤規則に基づく治療費請求書などがまとめられた綴である。

(原口 大輔)









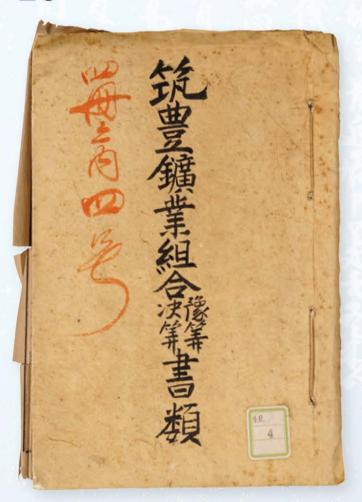


鉱業各係員日誌

1906年(明治39)

「麻生家文書 | こ-1~5

従業員に配布された日誌。表紙裏にある注意書きを読むと、本日誌にはなるべく詳細に事項を記入すること、退坑の際または翌朝必ず鉱長及び係長に見せて認印をもらうこと、日誌は4ヶ月ごとに新調し、旧日誌は事務所に返納することなど定められていた。管理職が詳細な勤務内容を確認することは、第一には従業員に対する労働管理の一環であるが、坑内環境の異変を知る手掛かりなどのように、麻生商店の記録としても活用していたことがうかがえる。



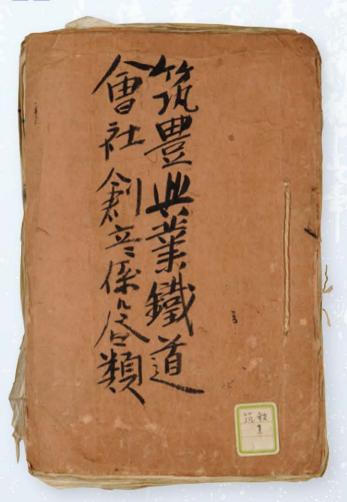
筑豊鉱業組合予算·決算書類

[1890年(明治23)~1901年(明治34)] 「麻生家文書」組-4

筑豊石炭鉱業組合は、1885年(明治18)に筑豊各郡の石炭坑 業組合の連合組織として発足し、1893年の改組によって成立した (簿冊表題には「石炭」の字が省略されている)。石炭輸送、石炭 販売、坑夫取締、賃金統制、坑夫救恤問題などが議論され、各種 統計が作成された。本史料は、組合の収支決算報告書や請願の ために上京した委員の報告書などが綴られている。

(原口 大輔)

22



筑豊興業鉄道会社創立ニ係ル書類

[1888年(明治21)6月13日~1891年(明治24)8月31日] 「麻生家文書」筑鉄-1

筑豊興業鉄道会社は、筑豊で産出される石炭を運搬するために 設立され、1891年(明治24)に若松・直方間の開通で始まった。その 後、1894年に筑豊鉄道と改称し、1897年に九州鉄道に吸収合併さ れた。太吉は創立から関わり、本史料には株主総会決議録をはじ め、書簡・葉書や各種書類が編綴されている。



若松築港会社定款·申合規約·議案·決議録 [1890年(明治23)~1904年(明治37)]

「麻生家文書」若築-1

遠賀郡若松村は筑豊石炭の積出港として幕藩時代から重要な役割を果たしており、明治期になり石炭の発掘量が増加し、筑豊興業鉄道が開通すると、洞海湾の築港開発が急がれることとなった。筑豊五郡坑業組合(のちの筑豊石炭鉱業組合)総長の石野寛平らは1888年(明治21)に会社創立を県に上申し、1890年5月23日、許可を受けた。1893年には社名を若松築港株式会社と改称し、開発に従事することとなる。本史料のように、太吉が関与した会社の関係史料を綴った簿冊は数多く残されており、太吉の経済活動のみならず関連会社の経営を具体的に知る上で貴重な情報となる。

(原口 大輔)

25







麻生商店パンフレット 〔昭和前期〕

個人蔵

1918 年(大正 7)に個人商店から株式会社へと再編された麻生商店のパンフレット。古書店に出品されていたものを著者が購入した。麻生商店が経営する炭坑や鉄道路線図が印刷された山折りの表紙の内側に、ジャバラ状で両面印刷となっている各所案内が挟み込まれている。一部ではあるが、掲載された写真から当時の様子も垣間見えて興味深い。

第3章

麻生家文書」、この逸品

「麻生家文書」はこんにちも史料整理・目録作成が行われている。第3章では、日々史料整理に携わっている学生たちと一緒にいくつか興味深い史料を見てもらいたい。本章で示す史料からは、麻生家の日常から、地域社会の取章で示す史料からは、麻生家の日常から、地域社会の取りまとめ役としての麻生家、そして、自らの経営とも密接に関わる福岡地域の産業発展に向けて尽力する政治家としての太吉の様子も見えてくる。また、九州帝国大学とはその誘致段階から浅からぬ関係があり、「麻生家文書」にはその過程が垣間見える史料もいくつか残されている。一方、明治後期の炭坑経営は必ずしも順調ではなく、炭坑札(炭券)の偽造対策や大雨による排水問題、そして、採炭が見込めなくなった本洞・藤棚両坑に苦心する太吉の様子もうかがい知れる。

飯塚村大庄屋麻生賀郎大分村大庄屋矢野真直乍恐連名ヲ以御願申上ル事 1872年(明治4)6月 「麻生家文書」冠者 I - 55-32











本史料からは数年来の不作で嘉麻郡に飢餓が発生したこと、福岡藩庁により徴税の緑延や囲い米の割り当てなどの救済が行われたこと、その上でなお嘉麻郡の現状が厳しいことが見てとれる。1972年(明治4)に福岡藩庁に提出されたこの嘆願書では、「飯塚村大庄屋 麻生質郎」らによって、借り受けた囲い米の返済を十年がかりにするという更なる救済が求められている。ここに、村の大庄屋として人々の生活と行政との橋渡しを担うという明治初年における麻生家の役割の一端がうかがえる。また、本史料作成の翌月には福岡藩による太政官札優遣事件への処分として福岡藩は事実上廃藩となり、その後間もなく廃藩置県が行われる。以後福岡藩庁は「福岡県庁」に、翌年には麻生家の肩書きも大庄屋から「戸長」となった。

(井上 修平)

[本文]

飯塚村大庄屋麻生賀郎大分村大庄屋矢野真直乍恕連名ヲ以御願申 上ル事

一当郡之儀ハ累年之痛ニ而先年お無限も奉掛 御厄介兎ャ角取続 居申上候処、近年不作続、別而一昨日年非常之凶作二而、一統飢 鶴二可及処、數々御大造之御救助被 仰付、御蔭ヲ以助命仕候得 共、積年之延操ニ而村々共大造之借財相畳、内味極々難渋ニ差迫 居申候処、去冬来お御出格之御詮儀ヲ以雑税之内米銭御赦免凶 年備郡囲籾囲御救切等追々格別結構二被 仰付、誠二難有奉存 上候、尚又此節凶年備御郡囲分半高御用捨被 仰付候二付組頭 山見ケ〆給米ニ相渡、尚最前籾囲之内遠賀、鞍手上納分当郡え引 受囲方仕居候分、右両郡え仕戻シ御郡切立米増減共ニ差引相立、 過上分ハ村々え割戻シ之機御達被 仰付重畳難有奉存上候、然ル 二当郡村々右廉々取調子仕候処、最前拝借仕候とハ乍申、余郡成 キ之中ニ却而切立増仕候様相成候ニ付、何分怒多御願ニ御座候 得共、遠鞍え仕戻シ米六百八拾九俵之分当未ぶ十ヶ年賦返納ニ被 仰付被為下候儀ハ被為計間敷哉、左候ハト御蔭ヲ以遠鞍仕戻シ其 外口々差引相立、残り分村々え割渡候ハトー統難有奉感戴、此光跡 以風俗宜敦農業相励ミ可申、於私共二重畳難有奉存上候、御類外 御慈悲之上宜敦御閱通被 仰付可被為下奉顧上候、以上

大分村大庄屋

矢野真直(黒印)

明治四年六月

飯塚村大庄屋

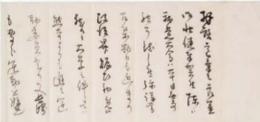
麻生賀郎(黒印)

福岡御藩庁

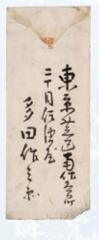
書簡

[1901年(明治34)]12月3日 「麻生家文書|762-1-5











福岡県選出の衆議院議員である多田作兵衛が麻生太吉に宛てた書簡。熊本・長崎両県の誘致運動の状況に加え、帝国大学設置のもう1つの候補地であった東北からも反対論の発生も盛んであることが報告される。多田も「国家の為め県下の為め」に一日も早い太吉の上京を求めており、誘致運動がやや厳しい状況にあったのだろう。なお、多田や太吉の他にも、藤金作や野田卯太郎、永江純一などの衆議院議員も誘致運動に名を連ねている。書簡には年次が記されていないが、多田作兵衛の所属する政友会の「党大会」が12月3日に終了したことや第16回帝国議会前後で大学設置運動が盛んであったことから、1901年(明治34)のものと思われる。

(山下 拓真)

【封筒表】

筑前嘉穂郡立岩村 麻生太吉殿 急要親展

【封筒裏】

縅 東京芝区南佐久間町二丁目信濃屋 多田作兵衛

【本文】

拝啓 寒気之節益御壮健奉賀候、陳ハ我党大会ハ本日無事結了致し候、弥議会召集期日も迫まり政治界賑ひ初め候、然ルニ大学之件ニ てハ熊本よりも追々運動委員登り、又長崎も処分運動を始め、且東北の反対論も盛んニ起り実ニ難戦と相成候、右ニ付貴下之御上京一 日も早く奉待候、御不幸後及御事業上御繁忙旁々御難渋奉察候得とも、国家の為め県下の為め御出京御急き奉願候、尤衆議院の予算 ハ年内ニ相済可申ニ付、一月よりハ御帰り相成て差支有之間しく存候、右至急得貴意申候、以上

多田作兵衛

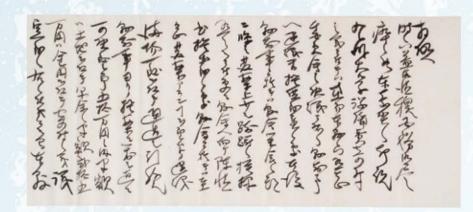
十二月三日夕

麻生賢台

座下

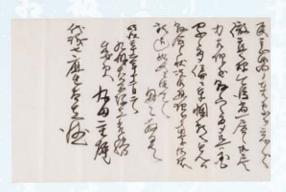
書簡

1899年(明治32)12月2日 「麻生家文書」750-18-13









九州大学設立常務委員の丸田重雄が麻生太吉に宛てた書簡。この年の11月28日、福岡県会議員の富安保太郎が九州大学設置の建議を提案しており、それに関する内容である。富安は建議にて、福岡が大学設置に適している、福岡に大学が設置された暁には、25万円分の土地と現金25万円を政府に寄付すべきである、設置に向け県知事は尽力してほしいと述べている。県会にて可決後、建議は深野一三福岡県知事に提出され、深野もこれを受けて積極的に誘致運動を展開した。こうした県全体での運動が功を奏し、1903年(明治36)に現在の九州大学の前身となる京都帝国大学福岡医科大学が設置されることに決定した。

(山下 拓真)

【封筒表】

東京日本橋区数寄屋町平野方 麻生太吉殿 御親展

【封筒真】

縅 福岡県福岡市役所内 丸田重雄

【本文】

拝啓

時下益御清穆国務御尽瘁之段奉慶賀候、却説九州大学設備費寄付之義ニ付テハ兼而本県下有志委員会之決議ニ依り県知事へ建議書提供致置候処、其後県知事ニ於テハ県会開会ノ期ニ臨ミ発案上少シ踟躕候模様有之ニ付、更ニ県会人向ケ陳情書提出致候処、県会ニ於テハ至急発案アランコトヲ望ムトノ建議満場一致ヲ以テ通過シ、引続県知事ヨリノ提案ニ対シ直ニ可決致シ、即五拾万円之内半額ハ土地ヲ以テ尔余之半額弐拾五万円ハ金円を以て寄付之義議定致候、右之次第ニ候間本県民意嚮ノ在ル処ヲ充分徹底候様今後尚一層之御尽力相仰度県下ノ為メ且ハ国家ノ為メ偏ニ奉悃願候、先ハ県会之状況御通報ヲ兼ネ御依頼迄如此ニ御座候、匆々敬具

明治三十二年十二月二日

九州大学設立常務委員 丸田重雄

代議士 麻生太吉殿

葉書

[1925年(大正14年)] 「麻生家文書」書簡T14-804、書簡T14-805、 書簡T14-806、書簡T14-814

29

九州大学設立ノ位置ハ福岡県最好適地タルノ説明書 〔明治後期〕

「麻生家文書」第38回帝国議会-25



占山ル平不肯等頭ンプ國家永遠ノ路ノ間 置センカ或ハ福問縣ニ建設スペキカ土地人口其像種をノ事情 指下他口亦でルナキ然コハ此門縣ノ中執 亦既二上下公樂,注意,喚起 勢ハ高等學校增設ノ必要ヲ感セレムルノニナラ以大學ノ リア之の考った二九州ノ中大學の間クスキ境八益と此問歸 大事祭三国レ考連計費スル所アルハ西人ノ信スル所ニレテ特 ・如ン果 大學新設,位置ハ光ッ九州地方ナエコ田既与疑サ容レサル下 九州大學設立ノ位置い福 校会八九州の建ララ レア九州二一大學サ新設スルトセバ之テ儲本與 スルナリ語フシレク其理由 ル、ト鉄の官の帝國ノ大學ナン 問縣最好適地タルノ説明書 スルニ至レの窓間者ノ是等所國 ラ道 ンの最中越高く地 ルの副四八官 コ設

1925年(大正 14)8月30日、九州帝国大学医学部第一外科より出火、第二第三内科・第一外科・整形外科・衛生学・法医学教室などが全焼する被害に遭った。太吉はすぐに見舞の電信を発し、それに対する医学部教官からのお礼状である。飯塚病院設立計画以来、麻生家と九州帝国大学医学部との関係は深く、三宅速(外科)とは医療機器購入の相談をしたり、小野寺直助(内科)は太吉の最期を看取るなど、公私にわたる交流があった。

(原口 大輔)

当時修猷館長であった限本有尚が作成した説明書。位置、交通、学事成績、学材の供給、気候、衛生、風俗の7要素を挙げて、熊本県に比べ福岡県がいかに九州大学設置の「最好適地」であるかが力説される。後半の欠けた箇所には、各県の生徒数や気温に関するデータなども掲載されていたようである。限本は他にも『福岡日日新聞』に福岡県への九州大学設置を主張した記事を掲載するなど、誘致運動に積極的な姿勢を見せた。また、当初は長崎県でも誘致運動が展開されていたが、同県が高等商業学校誘致を決定し大学誘致運動から撤退すると、福岡・熊本両県での誘致運動が激化していった。

(山下 拓真)

書簡

[1905年(明治38)]12月21日 「麻生家文書」闞-154

福岡県選出の立憲政友会所属衆議院議員である野田卯太郎が、麻生太吉へ送った書簡である。井上馨の勧誘を受け、貝島太助ら他の筑豊炭鉱主と共に政友会へ入党した太吉は、選挙費用などを度々同党へ寄付している。他の炭鉱主と呼応して行う場合もあり、本書簡で受取が伝えられたものも、そのような寄付行為の一環であろう。

書簡後半は、当時の政友会総裁西園寺公望による組閣の見通しを報じる。本書簡が認められたまさに当日、政権禅譲の密約に従い、首相桂太郎以下、第一次内閣閣僚は辞表を提出した。「桂園時代」を象徴する桂・西園寺間の政権授受が、水面下の交渉を経て遂に実現せんとする瞬間の政界の声を伝える点でも興味深い。

(田代 恵悟)

【封筒表】

筑前嘉穂郡立岩村 麻生太吉様 貴下

【封筒裏】

東京 野田卯太郎

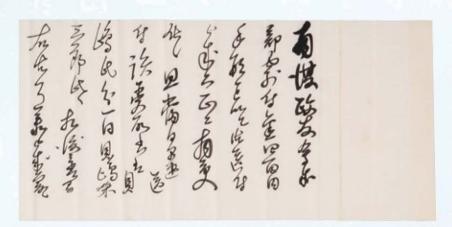
【本文】

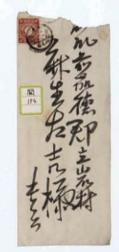
拝復 政友会本部寄付金四百円手形を以て御送付被成下、正ニ拝受仕候、且当日早速送付該受取書は、貝嶋氏分一同貝嶋栄三郎氏へ 相渡置候間、右御了承被成下度候、次ニ政界之暗流も弥々公然と相成事ニ御座候、今後如何可相成歟、要するに西園寺内閣組織可致 歟と想像仕候、此段先ハ右迄申候、敬具

十二月廿一日 野田生

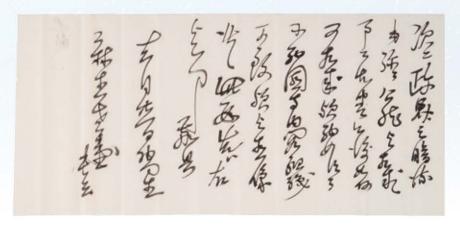
麻生老台

貴下





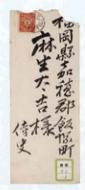




書簡

[1913年(大正2)]7月19日 「麻生家文書」書簡T2-13











三池郡出身の立憲政友会所属主義院議員・永江純一が、鎌倉で病気療養中だった井上馨、桂太郎を病気見舞に行った時の様子を麻生に伝える書簡。井上は「乳母車」に乗って元気だが、桂は病状が重く、日に日に衰弱しているという。約3か月後、桂はこの世を去ることとなる。 (原口 大輔)

【封筒表】

福岡県嘉穂郡飯塚町 麻生太吉様 侍史

【封筒裏】

〆 東京市赤坂区青山南町壹丁目五十五番地 永江純一

【本文】

拝啓 陳は過日は参上御世話ニ相成恐縮ニ奉存候、其後予定之通り十五日出立、神戸ニ立寄十七日朝着京、昨日鎌倉ニ至り井上侯、桂公を見舞申候、井上侯は新聞ニも記載候通り乳母車ニ乗り本田及書生ニ推さセ下女ニ傘を差掛さセ元気能ク、長谷より八幡宮前を運動等被成居候処、桂公ハ頗ル重態之模様ニて見舞客ハ凡て坂下ニ天幕ヲ張リ仮家ヲ建、受付応接室等を設け、親族其他接客ニ忙シき有様ニ御座候、日々増衰弱相加り到底全快は六ヶ敷模様実ニ気之毒ナル状況ニ御座候、其他別ニ相変リ候事無之、先ツ沈静之姿ニ御座候、右着京之御通知旁申上度、如此ニ御座候、早々敬具

七月十九日

永江純一

麻生太吉様

侍史

33

東洋製鉄敷地ニ関スル書類 [1917年(大正6)~1918年(大正7)] [麻生家文書|あ-21 第一次世界大戦中の鉄鋼需要を受け、1917年(大正6)11月に東洋製鉄株式会社が設立され、麻生太吉は晩年まで同社取締役を務めた。太吉は同社製鉄所の敷地選定にも携わり、陸海交通の充実や筑豊への近さなどを理由に、糟屋郡香椎(現福岡市東区)を敷地に推薦する。福岡市政財界の支持を受けながら、太吉自身も現地踏査に赴くなど積極的な誘致運動を展開した。

本史料群は、香椎を推薦する太吉の意見書や誘致上の参考資料、関係者からの書簡などの誘致運動に関わる史料計21点から成る。なお、同じく製鉄所建設を計画した久原家との合併の関係から、敷地は遠賀郡戸畑(現北九州市戸畑区)に決定され、運動は失敗に終わった。

(田代 恵悟)

【本文】

意見書

東洋製鉄株式会社曩キニ発起セラル、ニ当リテハ世間大ニ歓迎シ其工場敷地各地ヨリ要望アリ、又田崎学士数回ニ至ル実地ノ調査、殊ニ中島男爵ノ実査アリタル今日ナレハ、適当ナル敷地ノ撰定ヲ見ルモ近キニアルベキコト、存候、

工場敷地トシテハ工業用水、飲料水ノ豊弱如何、交通機関ノ設備、土質地盤ノ関係、将来工業都市タルベキ居住民ノ敷地并ニ之ニ供給集散スベキ物資ノ原産地ノ遠近ヲ考慮スベキハ勿論、今日ノ時局ニ於テハ熔鉱炉ヲ一日モ早ク築造シ、銑鉄ノ供給ヲ第一着手ニ開始スルハ最大急務ニシテ、其敷地カ直ニ熔鉱炉ノ築造ニ取掛リ得ルノ便宜ヲ有シ、其他鉱石類ノ運搬ハ海上ニ由ルトスルモ数十万噸ノ石炭ハ主ニ内地ニ求メザルベカラサル関係上、原料炭田トノ交通距離ニ対シ深厚ノ考慮ヲ要スル次第ニテ、小生ハ九州ニ在リテ地理上ノ関係多少存知セル次第モ有之候ニ付、前陳ノ諸資格ニ於テ福岡県糟屋郡香椎方面ヲ最モ優秀ナル資格ヲ有スルモノト確信致候間、御詮議アランコトヲ希望スルモノニ有之候、技術上ニ渉ル詳細ノ点ハ追テ調査追補スルコト、シ、概括的別紙図面相添エ左ニ陳述致候。

- 一、福岡県糟屋郡香椎附近前松原ヨリ北方海面約二十町ニ渉ル干潮ニシテ、名島ヨリ妙見崎ニ掛ケ御島ニ至ル二十五町、即約百八十万坪 ヲ包含スル一帯ノ土地并ニ埋立地トス、
- 一、港湾ノ便宜ハ博多港築港会社第一期工事ニ於テ既ニ遠浅ノ地ヲ浚渫中ナレバ大正七年四月迄ニハ確実ニ名島附近迄水深二十尺、積量二千噸級ノ船舶出入ヲナシ得ル次第ニ有之候、仮リニ是等ノ工事ニ多少時日ノ延引スルヲ保シ難シトスルモ、西戸崎ニ於テ大船ノ碇 泊ハ今日ニ於テ実現シ居ルヲ以テ、鉄道又ハ艀船ニヨリ運搬スレバ該工事多少遅延シテモ何等不便無之ト存候、
- 一、工業上ノ用水ハ多々羅川ニ於テ平水量三十個ヲ得、渇水時ニ対スル準備トシテハ糟屋郡谷口ノ地ニ容量一億三千万個ノ貯水池ヲ得、 之ヲ導水スルニ約三十町ニ過キス、其築造費及ヒ導水費ハ最モ低廉ナルベシ、
- 一、陸上交通機関ハ院線九州鉄道アリ、篠栗線アリ、博多湾鉄道アリ、何レモ之ニ集中シ海陸ノ輸送ハ殆ント理想的トモ云フベシ、尚ホ企画中ノ篠栗大分間ノ大分鉄道(許可線目下中村精七郎外十数名ノ創立中)ノ竣功ノ暁ハ筑豊炭田地ニ接近シ、原料炭ノ産地方面ト其距離僅ニ二十三、四哩ニ過キサルニ至ルヘシ、
- 一、地質地盤ハ全部水成岩ニシテ干潮ノ場合ハ遠ク御島迄一面ノ岩盤ヲ露出シ、僅カナル埋立ヲナシテ直ニ工業地トシテ使用シ得ヘシ、 況ンヤ名島前松原ニ於ケル平地ト共ニ熔鉱炉ノ敷地トシテ直ニ之ヲ用ユルコトヲ得テ速成ノ急務ヲ叫フ今日ニ於テ最モ適当ノ地タルコ トヲ証明致候、
- 一、物資ノ集散ハ福岡市ニ近ク、東ハ門司、小倉ニ便宜ニシテ大工業都市ヲ形成スルニ何等ノ困難ヲ感セサルヘシ、

以上ニ陳述セシ如ク、製鉄所敷地トシテ適当ノ場所ト確信致候、又直ニ熔鉱炉ヲ建設シ銑鉄ノ急需ニ応スルコトヲ得ハ、会社ノ幸福無此上候、仮リニ原料炭百万噸ヲ輸送スルモノトシ、其距離十八、九哩ヲ短縮スルコトヲ得ハ、運搬費一屯約五拾銭ヲ節約シ、一ヶ年ニハ五十万円ヲ軽減シ得ヘシ、

右忽卒概略ノ陳述ニハ候得共、右敷地ニ関スル問題ハ重要ノコトニ相信シ候ニ付御詮議希望仕候、拝具

東洋製鉄株式会社

創立委員 麻生太吉

大正六年十月十七日

東洋製鉄株式会社

創立委員長 中野武営殿



冷水越鉄道速成請願ニ関スル書類

〔大正期〕

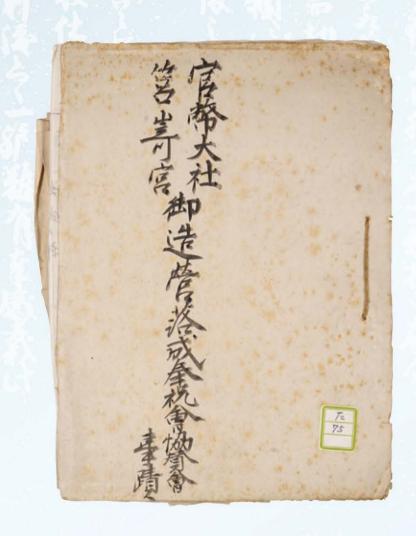
「麻生家文書」諸-12



1892年(明治25)に制定された鉄道敷設法では、九州線として飯塚・原田間が予定線として定められた(現在の筑豊本線)。しかし、原田駅から長尾駅に通じる線路を敷設するためには冷水峠を越える難工事が待ち受けていたためか、なかなか工事予算を獲得することができなかった。当時、貴族院議員だった太吉や福岡選出立憲政友会代議士らは関係町村と協議のうえ、帝国議会に請願を行い、第43回帝国議会(1920年(大正9))で工事予算を獲得することに成功した。本史料にはその請願運動に関する意見書をはじめ、関連書類、関係者間の書簡などが一括されている。

官幣大社筥崎宮御造営落成奉祝会協賛会事蹟 [1928年(昭和3)]

「麻生家文書」た-75



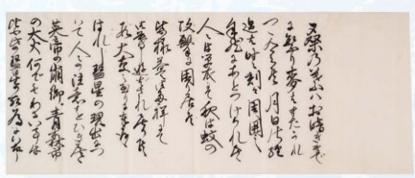
太吉は筑豊に留まらず、福岡市をはじめ全国各地の様々な事業に寄附を行っていたことが団体・事業ごとの簿冊によって判明する。太吉は筥崎宮の造営に対しても協力しており、官幣大社筥崎宮御造営落成奉祝会協賛会顧問を委嘱されていた。

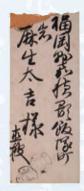
書簡

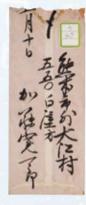
[1910年(明治43)]5月10日 「麻生家文書」う-307

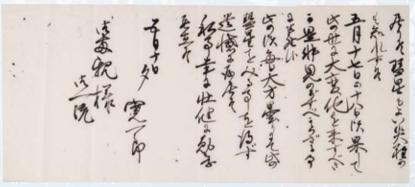
1910年(明治43)はハレー彗星が約76年ぶりに地球へ接近した年であるが、その際社会には様々な風説が出回った。例えば茨城県のある地域では彗星落下の危難を避けるために「赤飯を焚き七社参りをなす」人々が大勢現れたという。こうした「デマに踊らされる」明治時代の人々の姿は一般にイメージされやすいかもしれない。翻って本書簡は、麻生太吉から学資の援助を受けて第五高等学校に通っていた加藤寛一郎という学生が、両親及び太吉へハレー彗星出現に際しての所感を書き送ったものである。この書簡から加藤は「わるい事は皆此の彗星の所為に」する人々の姿勢に疑問を抱いていることがわかり、上記のような人々の姿がこの時代の全てではなかったことを示唆している。

(進 竜一郎)









【封筒表】

福岡県嘉穂郡飯塚町□岩 麻生太吉様 直披

【封筒裏】

熊本市外大江村五五〇白壁方

□月十日 加藤寛一郎

【本文】

桑乃葉ハお暗きまでに繁り麦はまたかれつゝのみ候、月日の経過は時々刻々周囲之自然にあとつけられ居、人々は単衣にて秋は蚊の攻撃に困り居候、

皆様益々御多祥にて御替遊ばされ居り候段大慶之至りに奉存候、はれー彗星の現出について人々の注意をひき居候、英帝の崩御、青森市の大火、何でもわるい事は皆此の彗星の所為にいたし居り候、彗星もよい災難かも知れず候、

五月十七日か十八日頃果して此の世に大変化を来すべきか、是非見のがすべからざる事に御座候、

此の頃毎日大方曇りにて此の彗星をみる事を得ず遺憾に存居候、

私事幸に壮健に勉学罷在候、

五月十日夕

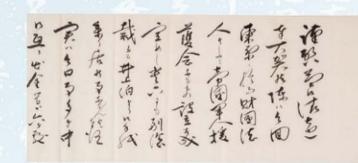
寬一郎

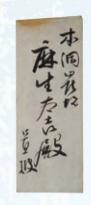
御両親様

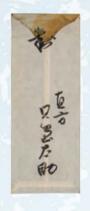
御一統

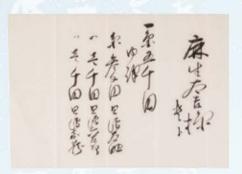
書簡

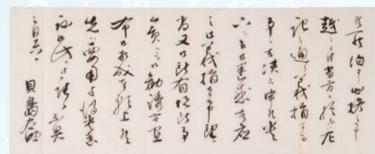
[1904年(明治37)]2月16日 「麻生家文書」闞-294-2











本書簡は、麻生・安川と並び「筑豊御三家」と称された貝島太助から麻生太吉への書簡である。書簡では東京で設立される財団法人帝国軍人援護会への義捐を要請している。帝国軍人援護会は1904年(明治37)に設立された財団法人で、日露戦時の軍事援護方針のもとに位置付けられ、皇族を総裁、井上馨や松方正義を副総裁に戴き、有力華族、三井や三菱など有力財閥を基盤として作られ、地方の富裕層などからも募金を集めた。また募金額もそれ以前の団体とは段違いであった。本書簡では貝島が「御迷惑乍ら」と述べつつも、麻生に協力を求めているのが興味深い。明治30年代、貝島ら筑豊の炭鉱経営は苦しく、経営維持を井上の援助によるところが大きく、井上からの要請を拒否できなかったものかと思われる。こうした中央の政財界と地方実業家の力関係が見られる点も興味深い史料である。

(三浦 颯太)

【封筒表】

本洞炭坑 麻生太吉殿 御直披 【封筒裏】

直方 貝嶋太助

【本文】

護啓 益御清適奉大賀候、陳ハ今回東京ニ於而、財団法人として帝国軍人援護会なるもの 設立相成、定めし貴下にも副総裁たる井上伯より御手紙参り居候事ならんと奉存候、実ハ今 日事多き中、御互ニ出金等ハ六ヶ敷候へ共、伯より出格之御申越しニ付、当方ニ於而ハ左記 之通り義捐する事ニ相決し申候、貴下も乍御迷惑相応之御義捐奉希望候、尚又御所有坑所 事ム員へも御勧誘方宜布御取成奉願上候、先ハ要用迄得貴意度如此御座候、不具

二月十六日

貝島太助

麻生太吉様

貴下

一金五千円

内訳

金参千円 貝嶋太助

〃壱千円 貝嶋六太郎

〃壱千円 貝嶋嘉蔵

1904年(明治37)に太吉が、三井銀行と三井物産の社長に宛てた書簡である。太吉は、1899年に藤棚炭坑、1902年に本洞炭坑を譲り受ける。二坑は、麻生所有坑区内の石炭生産高の半分、純益高の六割を占める重要な炭坑であった。操業に全力を注ぐが、本洞坑の火災などにより、経営が非常に苦しくなっていることが「汗顔ノ至」といった表現からうかがえる。書簡の終盤では、三井に資金融通を頼み、坑区を三井名義にすることをも提案する。最終的に1907年、両坑は三井鉱山に125万円で買収され、太吉は借入金返済にこぎつけるのであった。

(中村 麻鈴)

【封箭表】

合名会社三井銀行社長 三井高保様 三井物産合名会社社長 三井八郎次郎様

【封筒裏】

筑前国嘉穂郡笠松村 麻生太吉

【本文】

謹啓仕候、陳は従来家父ノ遺業ヲ継キ、微々タル石炭坑業ヲ経営仕居候処、明治三十二年中、親戚吉川某藤棚炭坑譲受ニ際シ、 過ツテ保証債務者トナリ、不幸ニモ該坑失火ノ変災ニ遭遇シ、消火ノ為メ多大ノ費用ヲ要シ、重テ多額ノ金額ヲ投資シ吉川某ハ債 務償却ヲ怠リ、終ニ代弁ノ地位ニ立至リ無止自ラ経営致サザルヲ得サル事ト相成申候、就テハ債務完済シ得ヘキ義ハ過分ノ重荷 微力ノ難堪処ニ御座候モ、奮励従事、漸次経営其緒ニ就キ申候、然ルニ藤棚坑隣接本洞坑ハ同質同層ノ石炭含有シ、従来同一ノ 経営ナリシモ、中途ヨリ許斐某分割操業シ、続テ堀某経営中非常ノ困難ニ陥リ、不肖藤棚坑引受ニ際シ、当時合併操業ノ勧誘ヲ 受クルモ、到底微力ノ企及スヘキ事ニ無之、堅ク相断リ申候モ、合併坑業ノ暁ハーニハ許斐、堀ノ困難ヲ救ヒ、一ニハ経済上ノ利 益ヲ得候等ヨリ尚重テ勧誘ヲ受ケ候折柄、当時上京中ニテ有之井上伯爵閣下并ニ貴社重役諸賢ノ御同情ヲ得、資金融通ノ道相開 ケ、尚当時貝嶋君ヨリ最モ助言ヲ受ケ、終ニ本洞坑引受申候、尓来本業ノ経営上ニ就テハ、乱雑ナル坑道ヲ修理シ、排水機ノ改修 補足、汽罐ノ増設修理等、坑内外ノ総テニ向テ全力ヲ注キ、一意専心整理ヲ本旨トシ従事罷在申候、為其過分ノ資金ヲ投下シ申 候。元来本坑山ノ成功ハ仮令如何ナル熱心ヲ以テスルモ微力ノ企図スヘキ事ニ無之候、只貴社ノ御庇護ヲ仰クニ在ラサレバ到底 望外ノ事ニ属スル儀ニテ、貴社ノ御庇護ヲ仰クハ、一ニ言責ヲ重ンジ其信用ヲ維持スルノ外無之ト深ク確信致シ、収入ノ残余ヲ待 ツニ邉ナク増資ハ申ニ不及、貴社拝借金契約履行ニ就テハ、一時他ヨリ融通ヲ仰キ、微々タル担保ニ供スヘキモノハ悉皆之ヲ提供 シ、且信用ノ及フ限リノ融通ヲナシ貴社ニ対シ債務ノ履行候モ、不幸炭況日々悲境ニ陥リ、契約履行不能、遂ニ本年一月ヨリハ特別 御憐憫ヲ以テ坑山利益金ニヨリ嘗テ拝借金ノ元利償却ニ充当被成下候事ニ相成申候、就テハ本年度ニ於ケル採炭力及拡張方法 等、先ニ設計書ヲ提出仕、着々其緒ニ就キ申候。斯ル御髙庇ヲ相蒙リ候以上ハ、今後操業上ニ於ケル資金ノ融通須ク得可申予定ニ テ有之申候処、不幸本年二月ヨリ本洞坑ニ於ケル自然発火ノ変災ヲ来シ、其直接蒙ルノ損害ハ多カラスト雖トモ、坑夫ノ離散、採 炭力ノ減少等、其間接ノ損害ハ実ニ不尠額ニテ有之、随テ貴社ニ対スル返納金ノ如キ、採炭減少ノ為メ予算ノ実行ヲ欠キ今更汗 顔ノ至ニ奉存上候、乍併当初ノ一大目的タル排水機械改設工事モ最早大半進行シ、七月上旬ニハ必ス竣工運転可致予定ニテ有之 候得は、本年後期ニ於テハ仮令前期ノ不足ヲ補充可致迄ニ不至候トモ必スヤ実行ヲ可期次第ニ御座候、然ルニ本洞坑ノ如キ引 受当時ヨリ負債ノ利息及拡張費仕払ニ於テ其収入ニ不足スルコト金七万六千余円ニテ有之、且又貴社ヨリ初発拝借金芳雄、豆田 坑ニ対スル金弐拾五万円、笹原坑ニ対スル金参万円、本洞坑ニ対スル金拾六万五千円、計金四拾四万五千円ノ内、金拾壱万八千 円返納金ノ如キ一時悉ク他ノ融通ニ仰キタル結果、貴社ニ対スル債務ヲ減シタル額ハ、即チ他ヨリ信用負債ヲ増加シタル次第ニ テ、別紙明細書ノ通ニ御座候。現下時局問題ノ為メ此等信用融通ノモノ非常ノ厳促ヲ受ケ最早如何トモ致方無之、実ニ悲境ニ立 至リ、他ニ縋願可仕手段モ無之、左リトテ坑業ヲ中止シ貴社初メ多数債権者ニ累ヲ及ホス如キハ断シテ忍ヒサル処ニ有之申候、況 ンヤ本年后期后ニ至ラハ予算ノ目的ヲ達シ得ヘキノ成算確定致候義ニテ御座候得バ、此際出格ノ御詮議ヲ以テ、既ニ返納仕候元 金拾売万八千円(御採用ノ暁ハ金弐万九千円ノ無担保拝借金ハ御控除被成下度)御貸戻ノ御聴許被成下度奉歡願候、本件御締 願ノ金額全部ハ別紙明細書ノ信用借入金額拾四万九百五拾八円拾九銭一厘ノ払入ニ充当シ、尚不足金弐万弐千九百五拾八円 拾九銭一厘ノ分ニ対シテハ今後経費ヲ節シ、漸次払入償却ノ予算ニテ御座候、本願御聴許ヲ得候上ハ、担保物保安ノ為メ、坑区 ヲ貴社ノ名義ニ書換候義ハ不苦次第ニテ、其辺ハーニ貴社ノ命令ニ相随ヒ可申候、尚詳細ノ義ハ竹田ヲ以テ御願申上候条、御聞 取被成下度奉懇願候、

恐惶謹言

明治三十七年五月 麻生太吉(朱印) 合名会社三井銀行社長 三井高保様 三井物産合名会社社長 三井八郎次郎様 虎皮下

 三并物產后及至社社長,并部次部樣





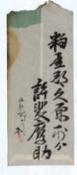


書簡

1904年(明治37)5月 「麻生家文書」潜-5









書簡

1904年(明治37)6月27日 「麻生家文書」闕-543

本書簡は大雨被害を受け、許斐が太吉の無事を祈り送付したものである。この大雨は同月23日に東シナ海で発生した低気圧が連日九州を襲った梅雨を指しており、書簡の「近年希ナル暴雨」の通り13年ぶり、当時観測史上2番目の雨量に達した。この大雨により福岡では、河川の氾濫や道路・堤防の破損、死傷者も出るなど甚大な被害に及んでいる。さらに筑豊炭坑の多くでは満水となったために復旧が難しい状態に陥ったが、麻生が所有していた藤棚炭坑は中泉方面の堤防が決壊したことで減水し、結果的に大きな被害を免れることができた。

(橋本 彩華)

【封筒表】

嘉穂郡飯塚立岩 麻生太吉様 侍史

【封筒裏】

粕屋郡久原村ゟ 許斐鷹助

【本文】

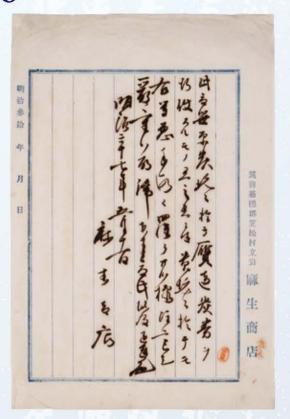
拝啓 陳は時下連日鬱陶敷天候ニ存候処、愈々御清適奉敬賀 候、扨此度は近年希ナル暴雨ナリシ故、御所有各坑内定テ増水 御心配之事ト奉遥察候、シカシ予テ十分之御手当モ有之候条、 大害ヲ醸ニハ至リ申間敷、乍蔭御無事相祈居申候、右等申上度 如此ニ御座候、敬具

六月廿七日 許斐鷹助

麻生様

侍吏

39



通知書

1904年(明治37)5月11日 「麻生家文書」会-41-28

笹原炭坑で偽の炭券が使われたことを受けて、注意・取締りを求める通知書。笹原炭坑は千手村(現嘉麻市)にあり、当時は麻生太吉が経営の一端を担っていた。炭券とは、各炭坑が賃金支払いのために発行した金券のこと。炭券は使用がその炭坑の内部に限られる、廃業時には無効になるなど経営側に都合が良かった一方で、そのような特徴を持った炭券は労働者にとって「直接的な暴力よりしまつの悪い圧制」(山本作兵衛)であった。史料に見えるような、労働者による炭券の贋造はしばしば起きた。自坑での贋造の発覚を受け出された「厳重」などの文言が並ぶ通知書からは、経営側の炭券への強い執着がうかがえる。

(北川 雄一朗)

【本文】

吉浦(朱印)

麻生屋(朱印)

此度笹原炭坑ニ於テ贋造炭券ヲ行使スルモノ有之候ニ付、貴坑 ニ於テモ右等悪手段ニ罹ラサル様注意シ厳重御取締相成度、此 段及通達候也

明治三十七年五月十一日 麻生商店





書簡
41
1905年(明治38)8月4日
「麻生家文書」 閱-257

本書簡は貝島が大洪水について太吉を見舞うものである。この洪水は7月25日より連日九州北部を襲った暴雨であり、昨年並びに観測史上最も雨量の多かった1891年(明治24)7月を超え、当時過去最高の豪雨となった。嘉穂郡では突貫橋の流失や市街の浸水のために一部では船を使って濁流の街を移動する程であった。また他地域では河川の氾濫により死傷者も発生しており、『福岡日日新聞』では8月3日まで毎日出水情報が掲載されている。特に麻生や貝島礦業合名会社が所有する炭坑に大きな被害は無かったが、同新聞によると、多少の浸水のために今後の筑豊炭坑の採掘力の減少や炭価の高騰が懸念されている。(橋本 彩華)

【封筒表】

福岡県嘉穂郡笠松村 麻生太吉殿 虎皮下 神戸市三井物産会社 貝島太市

【本文】

明治卅八年八月四日

厳暑の砌御全家御一統様益々御多祥御壮栄の段奉大賀候、降て不肖以御蔭無事消光罷在候間乍他事御放念願上候、

過日来大洪水にて御地辺は非常の出水ありし由、さぞ ~ 御心労致されし御事と 乍蔭御察し申居り候、然かし御子息様よりの御文面に依れば御宅並びに御砿共さしたる御被害も無かりし由芽出度き限りと御よろこび申述候、

先日鶴十郎様御帰国の節は御急きの為め何の御かまいも仕らず失礼致候段、悪からず御海容願上申候、

御宅皆様へ愚妻よりも呉れく/ 宜敷申出候、不尽再拝

麻生殿

座右

貝島太市

コラム

麻生家文書」成立前史

原口 大輔(麻生家文書研究部門·講師)

麻生家文書」それ自体 への問い はじめに

ぜあのような膨大な史料群となり、こんにちにま けられている「麻生家文書」は、日本に産業化・近 掟」、「店則」に麻生家・麻生商店における文書管理 書され、あまたの書類・証書類が編綴された簿冊 で伝来したのか、といった問いも生じてくる。「麻生 る、貴重な史料群である。その史料群をながめ、 文化など包括的な視点でとらえ直すことができ得 代化をもたらした石炭産業を、政治・経済・社会・ も大量に存在する。その背景には、麻生家の「家 が所収されるが、それだけでなく、表題が板紙に墨 家文書」には書簡や洋式会計帳簿など様々な史料 日々整理していると、そもそも「麻生家文書」はな 九州大学で約半世紀にわたって整理・研究が続

> 生商店の文書管理の工夫を跡付けるだけではなく。 ブ形成の観点から着目する。このことは、麻生家・麻 た視点で分析されてきたが、本コラムでは、アーカイ や一店則」は経営体としての麻生家・麻生商店といっ 生家文書」形成過程を検討する。これまで「家掟 の規定があった。 そこで、本コラムではそれらの規定をもとに「麻

1 「家掟」と文書管理規定

と重々承知していたのだろう。

と資料を然るべき形で保存・管理すべきであること

与できる知見があるだろう。

のため、麻生商店を設け、庶務掛、会計掛、用度掛の の具体的な運用をが定められた。例えば、家政整理 文書]肝要 - 15)には、「家法」(「麻生家文書」肝要 一掛を設置し(第6条)、家産を資本部・営業部・家 16)で定められた麻生家のあり方を土台に、家政 明治中期に作成されたとされる「家掟」(「麻生家

今なお続く「麻生家文書」の整理やその活用にも寄 第23条では、家政整理のために備えるべき帳簿が提 と分かるように、太吉は麻生家・麻生商店を運営し の簿冊の分別も定められ、各掛がその任務を担当 ていくにあたり、広範な種類の簿冊を作成し、記録 することとなっていた(第25条)。【表1】を一見する 示され、第24条では、書類を分別し「類集」するため の観点から注目されるのは第23条、第24条である。 を定める(第22条)といったものである。アーカイブ 費部・収入部の4種に区別し、各項目に対して細目

非常事態が生じた際は、店員は「全般ノ書類」と「要 用品」の保護が求められた(第46条)。記録管理に対 する太吉の強いこだわりが「家掟」に表出している。 ル様保存」するよう求められ(第33条)、火災その他 作製された帳簿書類は各掛で「鄭重ニシ錯雑セサ

村補金台帳 寄附義捐帳 第24条 緊要事蹟留 諸方往復纒 諸願伺届 各坑山事蹟各別 諸会社事蹟各別 官地拝借願届 各坑山地元約定証 坑区株譲受渡留 地所事蹟 土地売渡証 炭代仕切目六 定約船事蹟 諸印紙収支帳 諸品買入事蹟 注文帳 文書原稿

【表1】「家掟」による麻生本家・麻生商店

第23条

で作成すべき帳簿類

地所台帳 鉱区台帳

貸金帳 諸株式根帳 坑業資本勘定元帳

坑業勘定元帳 諸営業資本勘定元帳

諸営業勘定元帳 金銭出納帳

金銭日計帳 総勘定帳 家費仕払元帳

現米出納帳

納税帳

判取帳 炭代勘定帳 家具什器台帳 開墾帳 定約船台帳 借地台帳

日誌 小作帳

典拠:「家掟」(「麻生家文書」肝要-15)より作成。

建築修繕工作事蹟 職工日稼使役帳 貸付返金期日帳 任免賞罰事蹟 学生事蹟

【表2】「店則」による各課事務職掌
庶務課(第23条)
日誌ノ編成 統計 報告ノ調成
官公署願伺上申書等/起案提出
契約書及規則所ノ起案及手続
取引ニ関セサル往復文書及来客ノ応接
書類ノ蒐集整頓
店員ノ勤怠懲罰ノ調査
店員及在外営業所員名簿調製及保管
土地貸付売買及保管小作米ノ徴収
地所家屋ノ登記手続
土地家屋台帳ノ整理
各課ノ主管ニ属セサル事項
店主店長ヨリ特ニ命セラレタル事務
坑務課(第24条)
各坑ノ巡視監督
採鉱及工事設計ノ指定
鉱山内外及土地/実測製図
坑業施業按/調製
測量ニ関スル器械及書類ノ保管
巡回日誌及測量日誌ノ編成
建設土工二関スル設計及取締
会計課(第 25 条)
金銭/出納管理
重要書類及有価証券ノ保管
諸帳簿/整理諸表/編製
マクトを
予算ノ調製
· · · · · · · · · · · · · ·
決算報告
決算報告 石炭/鬱定
決算報告 石炭/勘定 金銭/貸借
決算報告 石炭ノ勘定 金銭ノ貸借 国債及株式ニ関スル事
決算報告 石炭/勘定 金銭/貸借 国債及株式ニ関スル事 家費/勘定 金庫/開閉
決算報告 石炭/樹定 金銭/貸借 国債及株式ニ関スル事 家費/樹定
決算報告 石炭ノ樹定 金銭ノ貸借 国債及株式ニ関スル事 家費ノ樹定 金庫ノ開閉 収入支出ニ関スル証憑書類ノ保管
決算報告 石炭/樹定 金銭/貸借 国債及株式ニ関スル事 家費/樹定 金庫/開閉 収入支出ニ関スル証憑書類/保管 店印及印紙/保管 店主店長ヨリ特ニ命セラレタル事務
決算報告 石炭ノ樹定 金銭ノ貸借 国債及株式ニ関スル事 家費ノ樹定 金庫ノ開閉 収入支出ニ関スル証憑書類ノ保管 店印及印紙ノ保管
決算報告 石炭ノ樹定 金銭ノ貸借 国債及株式ニ関スル事 家費ノ樹定 金庫ノ開閉 収入支出ニ関スル証憑書類ノ保管 店印及印紙ノ保管 店主店長ヨリ特ニ命セラレタル事務 商務課(第 26 条)
決算報告 石炭ノ樹定 金銭ノ貸借 国債及株式ニ関スル事 家費ノ樹定 金庫ノ開閉 収入支出ニ関スル証憑書類ノ保管 店印及印紙ノ保管 店主店長ヨリ特ニ命セラレタル事務 商務課(第 26 条) 石炭米穀及工場製品ノ売買
決算報告 石炭ノ樹定 金銭ノ貸借 国債及株式ニ関スル事 家費ノ樹定 金庫ノ開閉 収入支出ニ関スル証憑書類ノ保管 店印及印紙ノ保管 店主店長ヨリ特ニ命セラレタル事務 一
決算報告 石炭/樹定 金銭/貸借 国債及株式ニ関スル事 家費/樹定 金庫/開閉 収入支出ニ関スル証憑書類/保管 店印及印紙/保管 店主店長ヨリ特ニ命セラレタル事務 商務課(第26条) 石炭米穀及工場製品ノ売買 需要品ノ購買及配給保管
決算報告 石炭ノ樹定 金銭ノ貸借 国債及株式ニ関スル事 家費ノ樹定 金庫ノ開閉 収入支出ニ関スル証憑書類ノ保管 店印及印紙ノ保管 店主店長ヨリ特ニ命セラレタル事務 商務課(第 26 条) 石炭米穀及工場製品ノ売買 需要品ノ購買及配給保管 機械什器ノ管理 物品ノ貸借及其料金ニ関スル件
決算報告 石炭ノ樹定 金銭ノ貸借 国債及株式ニ関スル事 家費ノ樹定 金庫ノ開閉 収入支出ニ関スル証憑書類ノ保管 店印及印紙ノ保管 店主店長ヨリ特ニ命セラレタル事務 商務課 (第 26 条) 石炭米穀及工場製品ノ売買 需要品ノ購買及配給保管 機械什器ノ管理 物品ノ貸借及其料金ニ関スル件 物品ノ製造
決算報告 石炭ノ樹定 金銭ノ貸借 国債及株式ニ関スル事 家費ノ樹定 金庫ノ開閉 収入支出ニ関スル証憑書類ノ保管 店印及印紙ノ保管 店主店長ヨリ特ニ命セラレタル事務 商務課(第 26 条) 石炭米穀及工場製品ノ売買 需要品ノ購買及配給保管 機械什器ノ管理 物品ノ貸借及其料金ニ関スル件 物品ノ製造 機械什器台帳ノ整理
決算報告 石炭/樹定 金銭/貸借 国債及株式ニ関スル事 家費/樹定 金庫/開閉 収入支出ニ関スル証憑書類/保管 店印及印紙/保管 店主店長ヨリ特ニ命セラレタル事務 商務課(第26条) 石炭米穀及工場製品ノ売買 需要品ノ購買及配給保管 機械什器ノ管理 物品ノ貸借及其料金ニ関スル件 物品/製造 機械什器台帳ノ整理 物品出納ニ関スル帳簿/整理
決算報告 石炭ノ勘定 金銭ノ貸借 国債及株式ニ関スル事 家費ノ勘定 金庫ノ開閉 収入支出ニ関スル証憑書類ノ保管 店印及印紙ノ保管 店主店長ヨリ特ニ命セラレタル事務 商務課(第 26 条) 石炭米穀及工場製品ノ売買 需要品ノ購買及配給保管 機械什器ノ管理 物品ノ貸借及其料金ニ関スル件 物品ノ製造 機械什器台帳ノ整理 物品出納ニ関スル帳簿ノ整理 精米場及各工場ノ物品勘定ニ係ル帳簿ノ整理
決算報告 石炭ノ勘定 金銭ノ貸借 国債及株式ニ関スル事 家費ノ勘定 金庫ノ開閉 収入支出ニ関スル証憑書類ノ保管 店印及印紙ノ保管 店主店長ヨリ特ニ命セラレタル事務 商務課 (第 26 条) 石炭米穀及工場製品ノ売買 需要品ノ購買及配給保管 機械什器ノ管理 物品ノ貸借及其料金ニ関スル件 物品ノ製造 機械什器台帳ノ整理 物品出納ニ関スル候簿ノ整理 精米場及各工場ノ物品勘定ニ係ル帳簿ノ整理 現品有高表調成報告
決算報告 石炭ノ樹定 金銭ノ貸借 国債及株式ニ関スル事 家費ノ樹定 金庫ノ開閉 収入支出ニ関スル証憑書類ノ保管 店印及印紙ノ保管 店主店長ヨリ特ニ命セラレタル事務 商務課(第26条) 石炭米穀及工場製品ノ売買 需要品ノ購買及配給保管 機械什器ノ管理 物品ノ貸借及其料金ニ関スル件 物品ノ製造 機械什器台帳ノ整理 物品出納ニ関スル帳簿ノ整理 精米場及各工場ノ物品樹定ニ係ル帳簿ノ整理 現品有高表調成報告 各工場職工日役ノ取締
決算報告 石炭ノ樹定 金銭ノ貸借 国債及株式ニ関スル事 家費ノ樹定 金庫ノ開閉 収入支出ニ関スル証憑書類ノ保管 店印及印紙ノ保管 店主店長ヨリ特ニ命セラレタル事務 商務課 (第 26 条) 石炭米穀及工場製品ノ売買 需要品ノ購買及配給保管 機械什器ノ管理 物品ノ貸借及其料金ニ関スル件 物品ノ製造 機械什器台帳ノ整理 物品出納ニ関スル帳簿ノ整理 精米場及各工場ノ物品樹定ニ係ル帳簿ノ整理 現品有高表調成報告 各工場職工日役ノ取締 不用物品ノ売却 石炭貨物ノ運搬ニ関スル事
決算報告 石炭ノ勘定 金銭ノ貸借 国債及株式ニ関スル事 家費ノ勘定 金庫ノ開閉 収入支出ニ関スル証憑書類ノ保管 店印及印紙ノ保管 店主店長ヨリ特ニ命セラレタル事務 商務課 (第 26 条) 石炭米穀及工場製品ノ売買 需要品ノ購買及配給保管 機械什器ノ管理 物品ノ貸借及其料金ニ関スル件 物品ノ製造 機械什器台帳ノ整理 物品出納ニ関スル帳簿ノ整理 物品出納ニ関スル帳簿ノ整理 刺品出約ニ関スル帳簿ノ整理 現品有高表調成報告 各工場職工日役ノ取締 不用物品ノ売却 石炭貨物ノ運搬ニ関スル事 物品注文及売買取引ニ関スル来客ノ応接及往復文書
決算報告 石炭ノ樹定 金銭ノ貸借 国債及株式ニ関スル事 家費ノ樹定 金庫ノ開閉 収入支出ニ関スル証憑書類ノ保管 店印及印紙ノ保管 店主店長ヨリ特ニ命セラレタル事務 商務課 (第 26 条) 石炭米穀及工場製品ノ売買 需要品ノ購買及配給保管 機械什器ノ管理 物品ノ貸借及其料金ニ関スル件 物品ノ製造 機械什器台帳ノ整理 物品出納ニ関スル帳簿ノ整理 精米場及各工場ノ物品樹定ニ係ル帳簿ノ整理 現品有高表調成報告 各工場職工日役ノ取締 不用物品ノ売却 石炭貨物ノ運搬ニ関スル事 物品注文及売買取引ニ関スル来客ノ応接及往復文書 工場日誌ノ編成
決算報告 石炭ノ勘定 金銭ノ貸借 国債及株式ニ関スル事 家費ノ勘定 金庫ノ開閉 収入支出ニ関スル証憑書類ノ保管 店印及印紙ノ保管 店主店長ヨリ特ニ命セラレタル事務 商務課 (第 26 条) 石炭米穀及工場製品ノ売買 需要品ノ購買及配給保管 機械什器ノ管理 物品ノ貸借及其料金ニ関スル件 物品ノ製造 機械什器台帳ノ整理 物品出納ニ関スル帳簿ノ整理 物品出納ニ関スル帳簿ノ整理 刺品出約ニ関スル帳簿ノ整理 現品有高表調成報告 各工場職工日役ノ取締 不用物品ノ売却 石炭貨物ノ運搬ニ関スル事 物品注文及売買取引ニ関スル来客ノ応接及往復文書

では調製すべき簿冊の個別の名称、あるいは種類 な文書管理の職掌は「家掟」と変わらない。「家掟 各課・各係の文書管理業務もそこで定められた。 より整備されることとなった。 規定されるなど(第7条~第21条)、経営体として れ(第2条)、店員の職掌も役職名とともに細かく 四課(庶務課・坑務課・会計課・商務課)へと再編さ 則」と一体になって制定された。麻生商店の三掛が 店坑務細則」(以下、「坑務細則」と略記)、「給与規 899年と想定されている。この「店則」は「麻生商 坑C-16-5)。時期は1898年(明治31)か1 が定められていたものの、「店則」、「坑務細則」では 【表2】には「店則」の規定のみを掲げたが、基本的 「店則」と略記)へと改編された(「麻生家文書」各 各課の事務も「店則」、「坑務細則」で規定され、 制定された「家掟」は 「麻生商店店則」(以下、 こととなった。

冊は、現用文書、として麻生商店内で活用される が主と言えるが、この規定によって、作成された薄 ととなった(第35条)。業務管理を厳重にすること 張簿、来信簿、発信簿」は日々店長が「検閲」するこ 誌、宿直日誌、巡回日誌、測量日誌、工場日誌、出 よって柔軟に対応する幅を持たせたのだろう。ま あり(第35条~第41条)、例えば、「日記帳、本店日 た、「店則」第4章には「文書」に関する規定が7条

規定は現段階では未発見であるが、家政に関する によって、麻生家・麻生商店の、現用文書 帳簿類は「家掟」の規定を一部引き継いだと考えら にしただろう。「店則」に準ずる麻生家の文書管理 た。麻生商店の株式会社化はその流れを一層明確 ていた麻生家・麻生商店の文書管理規定は分離し れる。そういう意味では、「家掟」、「店則」の両規定 「家掟」から「店則」へと改編したことで、混在

う。

そこまで細かく定められていない。業務の状況に

か、現段階では不明である。 伝来した近世史料をどのように保存しようとした れたといってよいだろう。ただし、これまた大量に にちまで伝来する「麻生家文書」の原型が形成さ

多数作成するなど、太吉の私文書が質・量ともに らに徹底し、次々と新たな簿冊を編綴したこと 年~1933年)、「肝要記憶廉附」など備忘録を れる。とりわけ、太吉自身が日記をつけ(1907 は、「麻生家文書」形成過程の大きな特徴であろ 増加した。このように太吉が記録を残すことをさ

もちろん、原型からの変化は少なからず認めら

典拠:「麻生商店々則・同坑務細則・同給与規則・来信 取扱心得·舎宅貸与規則」(「麻生家文書」各坑C-16-5) より作成。

。麻生太吉翁伝』編纂と「麻生家文書」の

おわりに

できない一部史料も活用されている。 記や家政日誌などの表紙に漢数字で通し番号を 書の整理を改めて行ったものと思われる。太吉日 が記述の端々からうかがえ、その際、麻生家では文 誌」など、現在「麻生家文書」内に確認することが ているためである。一方、伝記内では太吉の「上京日 付した紙を貼付したこともこのタイミングではな まで管理されてきた。現用文書が活用されたこと れた『麻生太吉翁伝』(1935年刊行)では、それ れた史料はおおよそ1933年あたりを下限とし いかと筆者は考えている。なぜなら、これらが付さ 1933年(昭和8)12月の太吉の死後に編ま

【「麻生家文書|の分類と整理状況(2022年11月末時点)】

70年代からこんにちまで続く、九州大学による

麻生家文書」の整理・研究のはじまりでもあった。

秀村選三氏らによって「発見」される。それは、19 いない。そして、それらは時を経て、古文書、として は徐々に、非現用文書、となっていったことは間違 後のセメント事業への転換などにより、『現用文書』 はないが、麻生商店の事業拡大や経営の多角化、戦

分類名	分類名摘要	整理状況	データベース登録	検索手段	
外容器分類	「藤」など箱書の一部文字から命名したもの	一部整理済	未登録	『九州石炭鉱業史資料目録』第 1 ~ 11 巻、『石炭研究資料叢書』第 37、38 輯	
五十音分類	「あ」〜「わ」と五十音順に命名したもの	整理済	全て登録済	データベース、『九州石炭鉱業史 資料目録』第1~11巻、カード	
千字文分類	「千字文」に由来し命名したもの	整理済	全て登録済	データベース、カード	
関係会社別分類	麻生商店など各社洋式会計帳簿	一部整理済	未登録	麻生セメント株式会社資料目録 (私家版)	
書簡編年分類	書簡 M25 ~ S8、書簡県内、書簡県外	一部整理済	一部登録済	データベース(書簡県内、書簡県 外)、カード	
未整理・無ラベル 分類	その他	整理中	未登録	「概要目録」	

戦中・戦後の文書管理状況は必ずしも詳らかで

典拠: 原口大輔「麻生家文書研究部門の誕生とその活動」(『九州大学附属図書館付設記録資料館ニューズレター』第15号、2021年) 所収【表】を改稿。 注1:カードとは、記録資料館閲覧室に備え付けられているカード目録のこと。

注2:「概要目録」とは、日比野利信『近代日本における企業家のネットワーク形成』(平成28年度~平成30年度科学研究費助成事業研究成果報告書、 2019年)に収録された「麻生家文書(未整理分)概要調査目録 | のことであり、文書箱ごとに所収された史料の概要である。

注3:データベースとは、2022年11月に九州大学附属図書館ホームページ内で公開された「麻生家文書目録データベース」

(https://catalog.lib.kyushu-u.ac.jp/opac_browse/aso/) のこと。

段階的な史料の受け入れと、長期にわたる整理状況を踏まえ、それを大まかに分類すると、「麻生家文書」の構造は大きく上記の【表】のようになっている。これらの分 類名は、原史料を出納していた外容器(箱など)を対象に付されたものと、組織と編年を基準に与えられたものがある。

「「麻生家文書」とその世界」出品リスト

	表題	年月日	作成者	宛先	史料番号
	第1章 麻	生太吉と麻生家・麻生商	店の文書管理		
1	家法	〔明治期〕	〔麻生本家〕		肝要 - 16
2	家掟	〔明治期〕	〔麻生本家〕		肝要 - 15
3	麻生太吉日記	1915年7月22日条	麻生太吉		当用日記 -10
4	麻生太吉日記	1916年1月21日条	麻生太吉		当用日記 -11
5	肝要記憶廉附		〔麻生太吉〕		な -10
6	四十年一月備忘録	〔1907年1月〕	〔麻生太吉〕		な -19
7	四十年八月廿六日肝要廉附	〔1907年8月26日〕	〔麻生太吉〕		な-9
8.	四十年一月肝要廉附帳	〔1907年1月〕	〔麻生太吉〕		な-8
9	三十年十二月廿三日改正重要書類留	[1897年12月23日]	〔麻生太吉〕		な-6
10	記憶帳	1923年12月	〔麻生太吉〕		な -20
11	本家日誌		〔麻生本家〕		日誌 -4、日誌 -5、日記 -6-1
12	来信簿		〔麻生本家〕		の-46、47
13	発信原稿		〔麻生本家〕		の -43 ~ 45
14	金銭出納		〔麻生本家〕		の-2、3
	第2	章 麻生商店の経営と労	務管理	,	
15	鯰田坑山諸雑用留	1887年1月	麻生太吉		M21-1
16	本洞施業方針	1904年6月	〔麻生商店〕		宙-1-1
17	藤棚炭坑関係書類	1901年12月	〔麻生商店〕		藤 -4
18	麻生商店洋式会計帳簿	1898年	〔麻生商店〕		麻生商店 -M31-3
19	勤怠表	1895年1月	〔麻生商店〕		余 -29
20	鉱業各係員日誌	1906年	〔麻生商店〕		∠ -1 ∼ 5
21	負傷救恤願書綴	1899 年陰正月	〔麻生商店〕		二坑 D-15
22	筑豊興業鉄道会社創立二係ル書類	〔1888年6月13日~ 1891年8月31日〕			筑鉄 -1
23	筑豊鉱業組合予算・決算書類	〔1890年~1901年〕			組-4
24	若松築港会社定款・申合規約・議案・決議録	〔1890年~1904年〕			若築 -1
25	麻生商店パンフレット	昭和	〔麻生商店〕		120
	第:	3章 「麻生家文書」、この)逸品		
26	飯塚村大庄屋麻生賀郎大分村大庄屋 矢野真直乍恐連名ヲ以御願申上候事	1872年6月	麻生賀郎、 矢野真直	福岡御藩庁	冠者 I -55-32
27	書簡	〔1901年〕12月3日	多田作兵衛	麻生太吉	762-1-5
28	書簡	1899年12月2日	丸田重雄	麻生太吉	750-18-13
29	九州大学設立ノ位置ハ福岡県最好適地 タルノ説明書	〔明治後期〕			第 38 回帝国議会 -25
30	葉書	〔1925年〕		麻生太吉	書簡 T14-804、805、 806、814
31	書簡	〔1905年〕12月21日	野田卯太郎	麻生太吉	闕 -154
32	書簡	〔1913年〕7月19日	永江純一	麻生太吉	書簡 T2-13
33	東洋製鉄敷地二関スル書類	〔1917年~1918年〕	〔麻生太吉〕		あ-21
34	冷水越鉄道速成請願ニ関スル書類	〔大正期〕	〔麻生太吉〕		諸 -12
35	官幣大社筥崎宮御造営落成奉祝会協賛会事蹟	〔1928年〕	〔麻生太吉〕		た -75
36	書簡	〔1910年〕5月10日	加藤寬一郎	麻生太吉	う -307
37	書簡	〔1904年〕2月16日	貝島太助	麻生太吉	闕 -294 — 2
38	書簡	1904年5月	麻生太吉	三井高保、 三井八郎次郎	潜-5
39	通知書	1904年5月11日	麻生商店		会 -41-28
40	書簡	1904年6月27日	許斐鷹助	麻生太吉	闕 -543
41	書簡	1905年8月4日	貝島太市	麻生太吉	闕 -257

^{※ ○}を付した史料は小展示に出品した史料です。

(主な参考文献)

刊行会、1935年) 麻生太吉翁伝刊行会編『麻生太吉翁伝』(麻生太吉翁伝『東京朝日新聞』、『読売新聞』、『福岡日日新聞』

953年福岡県議会史』明治編下巻、1

麻生セメント株式会社編『麻生百年史』(創思社出版、1(渋沢栄1伝記資料刊行会、1964年)

(『エネルギー史研究』第5号、1975年) 五月、麻生太吉より三井銀行・三井物産両社長宛書簡」 子野孝「麻生家文書資料紹介(その1) 明治三十七年

7年) 鞍手町誌編集委員会編『鞍手町誌 中』(鞍手町、197

36巻第6号、1985年) 畠山秀樹「筑豊麻生家の家法」(『大分大学経済論集』第段大学経済学部論集』第11巻第1号、1980年) 総大学経済学部論集』第11巻第1号、1980年)

済学』第35巻第1号、1985年)畠山秀樹「麻生家炭鉱業の発展と家法」(『大阪大学経

37巻第4・5号、1986年)

若築建設株式会社編『若築建設百年史』(若築建設株式

産業経済(二)』(福岡県、2003年)財団法人日本文化協会編『福岡県史 通史編 近代炭鉱札』(九州大学石炭研究資料センター、1995年)稲富清「北部九州における炭鉱札の概観」「論集・図録

新鞍拓生『筑豊鉱業主麻生太吉の企業家史』(裏山書佐々木隆『明治人の力量』(講談社学術文庫、2010年)

房、2010年)

生記録』(講談社、2011年) 出本作兵衛『新装版 画文集 炭鉱に生きる 地の底の人第5巻(九州大学出版会、2011~2016年) 麻生太吉日記編纂委員会編『麻生太吉日記』第1巻~

(海鳥社、2015年) を:資料編Ⅰ(九州大学、2014年) アクロス福岡文化誌編纂委員会編『福岡県の幕末維新』 大州大学百年史編集委員会編『九州大学百年史』第8

九州大学百年史編集委員会編『九州大学百年史』第1事例」(『経済史研究』第19巻、2016年)新鞍拓生「明治末・大正期地方資産家の経済的活動の一

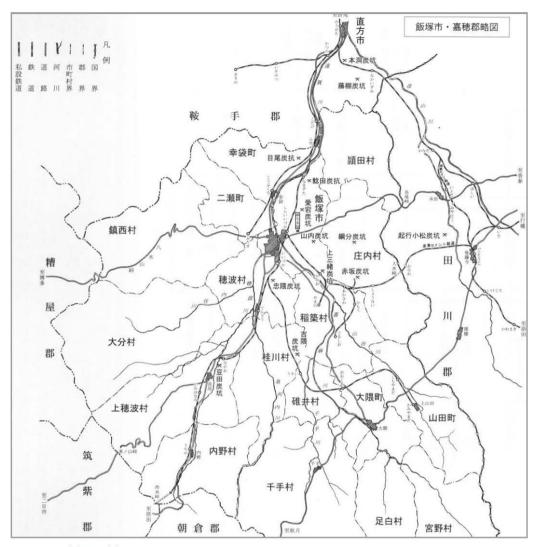
第16号、2022年) 第16号、2022年) 第16号、2022年) 第16号、2022年) 第16号、2022年)

(謝辞)

本展示開催および図録の作成にあたり、次の方々からご協力いただきました。ここにお名前を記し、感謝の

株式会社麻生

年度科学研究費助成事業) システムの形成」(基盤研究C、2019年度~2022 研究代表者・日比野利信「石炭資源の発見と近代政治



麻生太吉日記編編委員会編 『麻生太吉日記』第1巻(九州大学出版会、2011年)より転載。

編 集:原口大輔

協 力:三浦颯太(九州大学人文科学府)

井上修平、進竜一郎、中村麻鈴、橋本彩華、

田代惠悟、山下拓真、北川雄一朗(九州大学文学部)

発 行:九州大学附属図書館付設記録資料館

発 行 日:令和4年12月8日 印刷·製本:城島印刷株式会社

